

- ・当社は、2026年11月1日より、低圧のお客さまの電気料金その他の供給条件を以下のとおり見直します。

1. 共通

電気料金の見直し	・北海道電力ネットワーク株式会社が、2026年11月1日より託送料金を見直すことに伴い、同日より低圧のお客さまの電気料金を見直します。
----------	---

2. 特定小売供給約款

計量器故障時等における使用電力量の協議方法の見直し	・計量器の故障等により使用電力量を正しく計量できなかった場合等の使用電力量は、託送供給等約款に基づき一般送配電事業者等が算定した値を用いて、当社とお客さまとの協議により決定しておりますが、協議手続の簡素化のため当社と一般送配電事業者等との協議により決定することに見直します。 ・なお、見直し前後で託送供給等約款に基づく算定方法に変更はないため、協議結果に実質的な違いはありません。
供給停止、解約の予告方法等の見直し	・お客さまが電気料金の支払期日を経過してなお支払われない場合等には、あらかじめ書面等で予告等した上で、供給の停止、需給契約の解約を行うことがあります。お客さまが正当な理由なく予告等を受け取られない場合、書面を書留郵便にて発送し、その2日後に予告等したものとみなすことに見直します。

3. 電気標準約款[低圧]および選択約款

- ・上記2. 特定小売供給約款に準ずる見直しを行います。

4. 需給契約要綱

対象となる料金プラン
エネとくスマートプラン、ふらっとソーラープラン

- 夜間蓄熱型機器の使用電力量について、その他の負荷設備とは別に計量する供給設備が設置されている場合は、当該夜間蓄熱型機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、夜間通電時間以外の時間は電気の供給を原則としてしゃ断しておりますが、当該別計量および供給しゃ断の取扱いについて、規定に明記いたします。

5. その他の見直し

対象となる約款・料金プラン
特定小売供給約款、時間帯別電灯（ドリーム8）、ピーク抑制型時間帯別電灯（ドリーム8エコ）、3時間帯別電灯（eタイム3）、3時間帯別電灯（eタイム3）〔Sプラン〕、3時間帯別電灯（eタイム3）〔Mプラン〕、深夜電力A、深夜電力B、深夜電力C、深夜電力D、融雪用電力A（ホットタイム19）、融雪用電力B（ホットタイム22）、融雪用電力C（ホットタイム19エコ）、融雪用電力D（ホットタイム22エコ）、融雪用電力L（ホットタイム22ロング）、エネとくスマートlifeプラン

- 約款の実施に伴う切替措置の追加および2026年11月1日以降不要となる規定の削除などの契約内容の実質的な変更を伴わない見直しを行います。